

《確認証の交付対象となる障害等級》

○ 以下ア～オに掲げる者が使用中の車両について、確認証の交付対象とする。

- ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、別表第1(下記参照)の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表中欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める障害の級別を有する者
- イ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の3第7項に規定する医療受給者証の交付を受けている者の監護を現に受けている者(児童福祉法第6条の2第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第2項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度(平成26年厚生労働省告示第475号)第14表中の色素性乾皮症に限る。)
- ウ 療育手帳制度について(昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号)に基づく療育手帳の交付を受けている者のうち、療育手帳制度の実施について(昭和48年9月27日付け児発第725号)第3の1(1)に定める重度の障害を有する者
- エ 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)に基づく戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、別表第1(下記参照)の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表の2に定める重度障害の程度に該当する障害を有する者
- オ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に定める1級の障害を有する者

別表第1 (静岡県道路交通法施行細則から抜粋)

障害の区分		障害の級別	重度障害の程度
視覚障害		1級から3級までの各級及び4級の1	特別項症から第四項症までの各級
聴覚障害		2級及び3級	特別項症から第四項症までの各級
平衡機能障害		3級	特別項症から第四項症までの各級
上肢不自由		1級、2級の1及び2級の2	特別項症から第三項症までの各級
下肢不自由		1級から4級までの各級	特別項症から第三項症までの各級
体幹不自由		1級から3級までの各級	特別項症から第四項症までの各級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級及び2級(一上肢のみに運動障害がある場合を除く)	
	移動機能	1級から3級までの各級	
心臓機能障害		1級及び3級	特別項症から第三項症までの各級
じん臓機能障害		1級及び3級	特別項症から第三項症までの各級
呼吸器機能障害		1級及び3級	特別項症から第三項症までの各級
ぼうこう又は直腸の機能障害		1級及び3級	特別項症から第三項症までの各級
小腸機能障害		1級及び3級	特別項症から第三項症までの各級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級から3級までの各級	
肝臓機能障害		1級から3級までの各級	特別項症から第三項症までの各級